新規登録弁護士研修履修義務確認書

私は、貴会への入会にあたり、貴会会則十九条の二、会員研修規則、及び新規登録弁護士研修運営細則に則り、以下の内容の研修を貴会の指定した方法により履修する義務があることを確認いたします。

１　日本弁護士連合会の実施する新規登録弁護士研修（規則９条１項１号、細則６条２項）

２　貴会の実施する下記新規登録弁護士研修（規則９条１項）

①　弁護士倫理研修（細則６条１項３号）

②　法律相談研修（細則１０条１項１号）

③　国選弁護研修（細則１０条１項２号）

④　当番弁護士研修（細則１０条１項３号）

⑤　委員会研修（細則１５条１項１号）

⑥　その他、貴会が新規登録会員に対し履修義務を課した研修

平成３０年　１２月　１３日

氏　　名　　印

第二東京弁護士会　　会　長　　殿